

# 訴状や答弁書から客観的事実を洗う

## 他マスコミが報じない民事訴訟の中身とは？

大塚海渡騎手が木村哲也調教師を相手取って暴行・パワハラで民事訴訟を起した件で、2月24日に第1回の弁論準備手続が行なわれた。24日の段階では原告側（大塚騎手側）の鈴木和憲弁護士、高倉太郎弁護士が出席。1月20日に被告側である木村哲也調教師サイドから提出された答弁書に対する反論を行なった。

一部メディアによって原告側が「技術的に未熟ではないと反論した」という点をクローズアップして報じられたことで、SNSでは大塚騎手の制裁点数などと絡めて揶揄する声も見られたのは非常に残念である。ただ、その一方で、多くの競馬ファンの方々が先月号の本誌の記事と絡め、冷静な意見を述べているのが印象的だった。

また、第1回の弁論準備手続後に木村師が2月19日付で書類送検されたことも明らかにされたが、こちらに関しても「ここだけを切り取って前科者扱いするコメントも少なくない。無論、こちらにも不起訴の可能性があるので、あまりに性急と言わざるを得ない。」

そこで本誌は改めて開示された訴状、答弁書を手。問題点を整理し、客観的にこの事件を見つめることにしたい。

まずは暴行について整理したい。訴状を改めて見てみると、大塚騎手サイドは「度重なる暴言・暴力（いわゆるパワーハラコメント）」を受けたことに

よって精神的損害を被ったことから、被害に対して損害賠償を求めるものである（訴状・第2請求の原因、1総論より）としている。具体的には「被告が調教師乗中に些細なミスをしたたり、木馬を使用して乗乗の練習をしている最中に、突然、バレーボールでスパイクを打つたように大きく腕を振りかぶり、原告の頭部を全力で殴打することなどがたびあった」（訴状・第2請求の原因、4被告の原告に対するパワーハラコメント（3）のウより）という。

他メディアがセンセーショナルに報じたので存知の方も多いだろうが、木村師に素手で頭をバレーボールの攻撃を打つように殴られたと主張しているのだ。これに対して木村師はどう応じたのか。少々長いが、答弁書を引用したい。

「否認する。もともと被告は、原告の調教師乗の終了後、あるいは木馬を使用した騎乗訓練の最中に、何度か、原告の騎乗用ヘルメットを素手（平手）ではたいた（叩いた）ことはある。改めて指摘するまでもないが、騎手という職業は、騎乗中のほんの少しのミスや油断が直ちに半身不随の大怪我や場

合によっては死にも繋がる大変危険な職業であり、そのため、たとえ訓練中であっても、その指導は常に真剣に、きわめて厳しくなされるを得ない。

この点、後記のとおり、原告は実際に、令和2年（2020年）年1月5日、レース騎乗中のミスによって他の馬や騎手を巻き込む大事故を起こし、自らも脳挫傷により数日間も意識不明となる重傷を負っている。原告の指摘する「暴行」は、そのような厳しい訓練の最中に、原告が騎乗中に決して取ってはならない誤った姿勢を取ったような場合（とりわけ、原告には騎乗中に頭を下に向けてしまう癖があり、騎乗中には常に顔を上げて前方の視界を確保し、騎乗時のバランス・重心を維持するよう繰り返し指導していた。）や、同じく決して犯してはならないミスを犯したような場合に、その危険性を身を持って理解させようとの意図でなされたものである」

このように木村師サイドは弁明している。大前提として「大塚騎手への指導」手をあげたことは認めているが、あくまでも「叩いたのは頭ではなくヘルメット」という主張のようである。しかし、大塚騎手自身は本誌の取材

に対して「直接頭を殴られた」と話しており、両者の意見は大きく異なる。他の騎手などを取材すると「木馬で練習している最中にヘルメットはしないでしよう」という声聞かれた。さらに木村師側が指摘した「下を向く悪い癖」については、大塚騎手によると「綺麗な姿勢を作るため」という理由で、木村調教師から1、2回助言を受けたことはあるが、繰り返し指導を受けたという事実はないし、「危険であるから」との説明を受けた事実もない」とい。それどころか、「木馬に乗ると手や足を木馬に連打するよう何度か強く打ちつけられたり、木馬から落ちるほどの勢いで殴打されたりもした」というのだ。

2月24日の弁論準備手続の取材後、大塚騎手サイドは「15点の証拠と共に木村氏サイドの答弁書に反論した」とことを明かしており、もちろんこの件についても触れている。

取材に応じてくださった鈴木・高倉両弁護士の言葉をお借りすると、「原告は、競馬学校に在籍していた頃には、その年次で求められるレベルの騎乗技術は概ねクリアし、被告が主張するような「騎乗中に決して取ってはならない誤った姿勢」を取るような癖は一度たりとも指摘されていない」とのこと。その証拠として、競馬学校時代の成績表などを提出したというご存知ない方もいるだろうが、大塚騎手は競馬学

校時代の模擬レースで2勝を挙げていた。また、優・良・可・不可の4段階で評価される競馬学校時代の成績表の各項目は、おおむね「優」となっているのだ。

また、20年1月5日のレースは全周パトロールビデオも公開されており、確認すれば明らかのように、木村師が主張するような「下を向く悪い癖」は見られない。これは是非、みなさんの目で確認いただきたい。

以上が冒頭でも紹介した「技術的に未熟ではないと反論した」と報じられた中身でもある。大塚騎手自身は「三浦騎手やスズロザーナ号に怪我をさせたこと、騎乗していたラッキーアドバンス号を死なせたことを本当に申し訳なく思います」と真摯に反省しているし、自身がラッキーアドバンスに対して右鞭を連打して前の馬に乗り上げてしまったことはしっかりと重く受け止めている。

前号の記事をご覧になった方々がSNSで「これだけのことを日常的にされていたら、まともな精神状態でレースに乗れなかったのではないか」「落馬事故もパワハラと無関係ではないのかもしれない」と大塚騎手を慮っていたように、その可能性を否定する材料は見当たらないのが現状だ。

## あくまでも教育、指導と主張する

続いてパワハラについて見ていきたい。

民事訴訟ではあくまでも教育的指導とのスタンスを崩さない木村哲也調教師だが、刑事事件として2月19日に書類送検されていたことが明らかに――。





# 大塚海渡騎手(20)

# 暴行パワハラ事件を激白。

本誌独占  
スクープ!  
第2弾



大塚騎手サイドの訴状を抜粋する。  
「やめろ」、「のろま」、「お前が乗るとクソ馬になる、ついてくるな」、「お前は底辺なんだよ」、「お前は馬鹿」、「厩舎の荷物」、「お前はどうせ出来ない」、「木村厩舎」に意味がない」、「お前を誰も必要としない」、「救いようがない」、「誰もがお前に仕事を頼みたくない」、「などと原告を罵倒する言葉を繰り返した」(訴状・第2請求の原因、4被告の原告に対するパワーハラコメント(3)のイより)。

これに対して木村調教師側は「被告が、原告に対し、『やめろ』、『お前が乗るとクソ馬になる』、『お前は底辺なんだよ』、『誰もがお前に仕事を頼みたくない』といった発言と同趣旨の発言をしたことがあるとは認め、その余は否認する。被告は、原告を指導する際、ときには優しく諭すように、ときには厳しい言葉ではっきりと、原告の競馬技術上、対人関係上の欠点を指摘し、それらが一向に改善しない場合には、原告を強く叱責し、ときには声を荒げ

ることもあった。原告は、そういった指導・叱責の最中になされた被告の発言のこく一部を前後の脈絡なく切り取って、単なる暴言と位置づけようとするものである」と主張している。つまり、正確な言葉は別にしても、訴状に上がっているような言動を木村氏は認めている。ただ、あくまでも指導の一環という主張は暴行と同様だ。これに対して大塚騎手サイドは、厚生労働省の「職場におけるパワーハラメント」の定義を示して反論を行なった。司法の判断に委ねるのが正しい。スタンスとは百も承知しているが、木村師側が発言自体は認めている以上、さすがにこれがパワハラにあたらぬ、というのは無理がありそうだ。

また、木村師サイドは暴行・パワハラ発言等の「教育」は「原告が自らの頭で考えて行動する自主性・自律性に乏しく、かつ、他者とのコミュニケーションスキルも改善が必要(例えば、挨拶ができない、気配りができない。)」と感じていた」と主張する。しかし、大塚騎手の競馬学校における評価では「先輩や同期とも分け隔てなく交流しており、対人関係も良好で

ある」(証拠として提出された競馬学校時代の成績「総合評価」における「基礎課程」の「取組姿勢・生活態度」より)とか、「常に実直に取り組みその姿勢は他の生徒の手本となっていた」(同「実践課程」の「取組姿勢・生活態度」)と評されているのだ。岩田望・団野・斎藤・菅原明騎手ら、華々しい活躍を見せる「黄金世代」のなかにも、日々の生活態度、姿勢、対人スキルを高く評価されていたのである。さらに、指導の「ケア」として「自身と同様に大塚騎手を幼い頃から知る妻や古参の厩舎スタッフと食事会を重ねていた」というのだが、大塚騎手を幼少期から知る古参スタッフというのは架空の人物で、実際には大塚騎手も父哲郎氏もそのような人物にはまるで心当たりがないというのだ。

さらに、木村師側の答弁書で気になる箇所が。原告が被告厩舎、つまり木村厩舎に所属するに至った経緯を書き記している欄があるのだが、突然、次のような文章が現れる。「ちなみに、現在、被告が馬主との間の預託契約に基づき預託を受けて管理している競走馬はおよそ50頭であり、これらの競走馬は普段は牧場で飼育されているが、レースが近くなると、美浦トレーニングセンター内の被告厩舎において調教を受けることになる。美浦トレーニングセンターにはおおよそ90軒の厩舎があるが、各厩舎は毎年の成績等をJRAによって査定され、その査定結果に基づき最多で28頭(馬房)までの飼育許可を得ることができる。被告厩舎は26頭(馬房)までの飼育許可を得ていて、最大規模の厩舎の一つであり、(中略)被告は、平成30(2018)年には自己最多の年間48勝を記録し、同年のJRA賞(最高勝率調教師・優秀技術調教師)を受賞したほか、優秀厩全賞(関東1位)を受賞している」

ご覧の通り、自厩舎を喧伝するもので、本件との関係性はまったくない。一体、どういう意図で木村師サイドが盛り込まれたものなのか、木村師サイドの話もぜひ聞いてみたいところだが、ここまでの手続きにおいて未だに木村師サイドは法廷に姿を現していない。電話によるリモート出廷のため、取材ができていないのが現状である。

またまだ民事での争点はあるのだが、刑事事件として進展もお伝えしなければならぬ。先月号でもお伝えしたように、大塚騎手サイドは昨年末に稲敷署に暴行による被害届を提出。1月5日には美浦トレセンにおいて現場検証が行なわれ、